

令和 3 年 1 0 月 2 9 日

催物（イベント等）の開催に係る留意事項について

催物（イベント等）開催に係る留意事項 **別添 1 0** について、国の事務連絡を踏まえ、取扱いの期限を改めるもの。

1. 取扱い期限

（改正前） 当面 1 0 月末まで

（改正後） 当面の間

2. イベント開催制限等

対象期間	収容率※	人数上限※
経過措置期間 (10/1～10/30)	大声なし 100%以内 (収容定員がない場合は、密にならない 程度の間隔)	5,000 人 又は 収容定員 50%以内 (≦10,000 人) のいずれか大きい方
経過措置期間後 (10/31～)	大声あり 50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人と人 との間隔(1m))	5,000 人 又は 収容定員 50%以内 のいずれか大きい方

※ 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。

別添 1 0	: 催物（イベント等）開催に係る留意事項（第 2 版）	省略
別紙 1	: 感染防止策チェックリスト	省略
別紙 2	: 必要な実積疎明資料の判定	省略
別紙 3	: 催物結果報告フォーム	省略
別紙 4	: 事前相談窓口	
参考 1	: イベント開催時の必要な感染防止策	省略
参考 2	: 大声での歓声・声援等のイベント例	省略
参考 3	: 感染状況に応じたイベント開催制限等	

（参考）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 通知

「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」（令和 3 年 1 0 月 2 9 日付け事務
連絡）